

広域的な視点からの“流域の最適解”を
得るためのアプローチ

広域的な視点から“流域の最適解”を求める際の留意点

- ・閉鎖性水域の水質改善や総合的な浸水対策のように、流域一体となって取り組む必要がある場合には、流域の最適解を求めることが必要。
- ・「流域の最適解」を求める上では、広域的な視点から関係者に働きかけを行う者(コーディネーター)が重要
- ・広域行政機関は、関係者間のビジョンの共有に向けた調整を行う「場」の運営を担うことが重要

流域の最適解

取り組みに関する利害関係者は多数
地域の最適解の重ね合わせが流域の最適解にはならない
地域の活動コンセプトの重ね合わせは流域の目指すコンセプトにはならない

広域的な視点から、多様な関係者間で目標・ビジョンを統一化していくための調整プロセスが必要。

地域の最適解

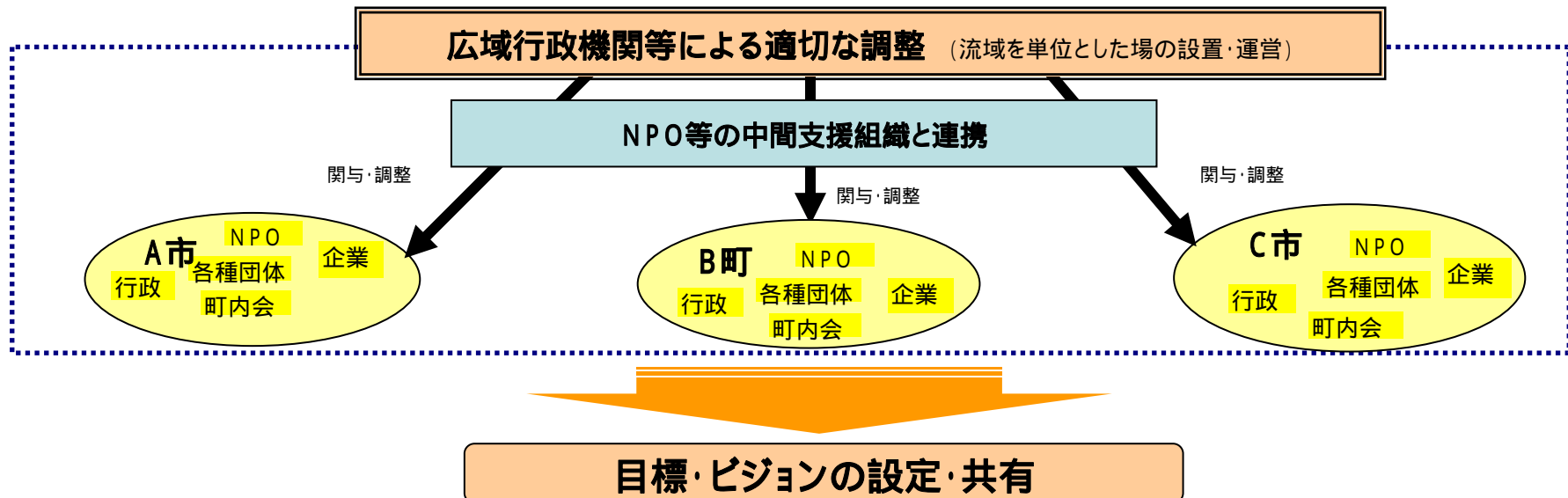
取り組みに関する利害関係者は比較的少数
ビジョンや目標の共有は比較的容易。
地域の熱意に共感する者による組織的活動への発展も比較的容易

活動(負担)と成果(受益)の対象が地域間にまたがるような取り組みは賛同を得ることが困難

流域の最適解に適合した地域単位での最適解づくりが必要

- 広域行政機関が流域を単位として活動するNPO等とも緊密に連携を図った上で、広域的な視点から適切に調整

流域の最適解を導くための場のイメージ図



流域の最適解を得るための「場」の設置(流域一体となった水質改善)

- ・広域的な水域における水質改善に関する協議・検討を行う「場」は、その役割や検討事項などに対応して2段階の「場」が必要。
- ・調整の「場」においては、住民・NPOとも連携を図るとともに、合意した事項については、透明性確保の観点から、速やかに公表。

1. 関係機関からなる「場」

< 役割 >

- ・広域的な水域における水環境の改善・保全を目的として、必要に応じて、下水道部局・河川部局・環境部局・農林部局・政策部局等が一同に会して、それぞれの役割分担を調整・検討。

< 運営 >

- ・「広域的な水域における水質環境基準達成のための各都府県別の許容負荷量調整会議(仮称)」を設置。

【構成メンバー】

- ・国(地方整備局企画部・建政部、地方農政局)、都府県(下水道・河川・環境・農林部局)、政令市(下水道・河川・環境・農林部局)

必要に応じて、政策部局、経済産業部局なども加え、総合的な検討をする。

2. 関係下水道部局からなる「場」

< 役割 >

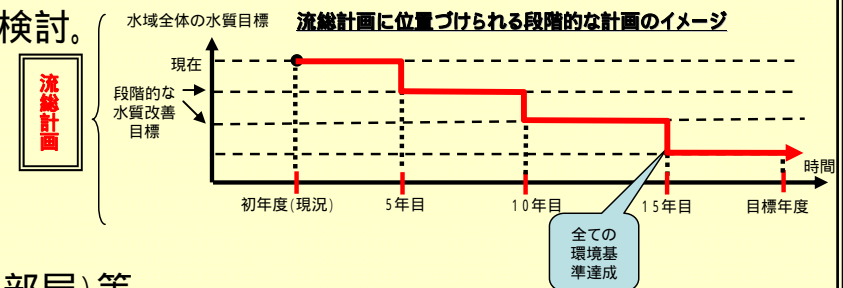
- ・流総計画に位置づける下水道に関する事項(処理水質、配置等)の調整・検討。
- ・水域に係る段階的な水質改善目標等の検討。

< 運営 >

- ・調整会議の下に、「下水道対策分科会(仮称)」を設置。

【構成メンバー】

- ・国(地方整備局企画部・建政部)、都府県(下水道部局)、政令市(下水道部局)等



市民に向けた透明性の確保の観点から、上記の「場」で合意した事項について速やかに公表。

流域の最適解を得るための「場」の設置(流域一体となった水質改善)

関係機関・部局との調整の「場」(イメージ)

広域的な水域における水質環境基準達成のための各都府県別の許容負荷量調整会議(仮称)

分科会において、各対策にかかる詳細を検討。

下水道対策分科会(仮称)

【検討事項】
 ・流総計画に位置づける下水道に関する事項の調整・検討。
 ・水域に係る段階的な水質改善目標等の検討。
 【構成メンバー】
 地方整備局企画部・建設部、都府県・政令市(下水道部局)等

河川浄化対策分科会(仮称)

【検討事項】
 ・河川浄化施設の整備に関する事
 ・浚渫事業に関する事。
 【構成メンバー】
 地方整備局河川部、都府県・政令市(河川部局)等

環境対策分科会(仮称)

【検討事項】
 ・浄化槽の整備に関する事。
 ・排水規制に関する事。
 【構成メンバー】
 都府県・政令市(環境部局)等

農林水産対策分科会(仮称)

【検討事項】
 ・施肥対策に関する事。
 ・畜産対策に関する事。
 ・森林の適正管理に関する事。
 ・養殖業に関する事。
 【構成メンバー】
 地方農政局、都府県・政令市(農林部局)等

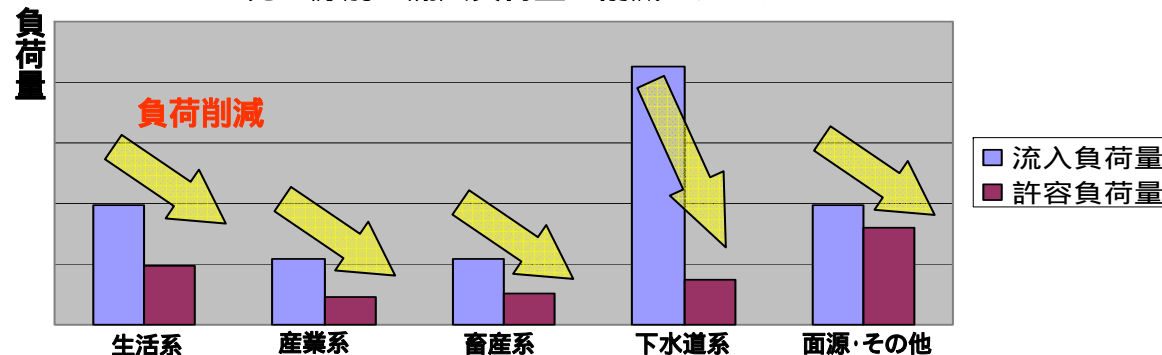
協働・普及啓発分科会(仮称)

【検討事項】
 ・住民・NPOとの連携に関する事。
 ・水質浄化に係る活動の普及啓発に関する事。
 ・環境教育に関する事。
 【構成メンバー】
 中間支援組織・住民・NPO・関係行政機関等

流域における負荷削減対策について

・流域が一体となった水環境改善のためには、関係機関が役割分担を明確し、それぞれ汚濁負荷削減に係る具体的対策を実施していくことが重要。

発生源別の流入負荷量の削減イメージ



広域的視点からの国の関与のあり方(流域一体となった水質改善)

国の関与について

- ・複数の都府県にまたがる広域的水域であって、水利用・生態系確保の観点から、周辺地域の社会経済に特に大きな影響を与える水域*では、その水質改善等の推進について国の主導による広域的な調整が必要。
- ・その他県際水域においても、地方公共団体から要請がある場合には国の主導による調整を行う。

* ...具体的には、総量削減計画や法令等に水環境保全が個別に位置づけられ、水質改善施策について都府県を越えて広域的な調整が必要な三大湾、瀬戸内海、有明海、琵琶湖を想定。

国の関与の具体的内容

- ・県際水域においては、水環境改善のために許容される流入汚濁負荷量の都府県間配分を実施。
- ・特に、水利用・生態系確保の観点から重要な広域的な水域においては、許容負荷量の都府県間配分に加え、段階的な水質改善目標の調整や水質改善に関連する事業間の調整を図るなど積極的に関与。

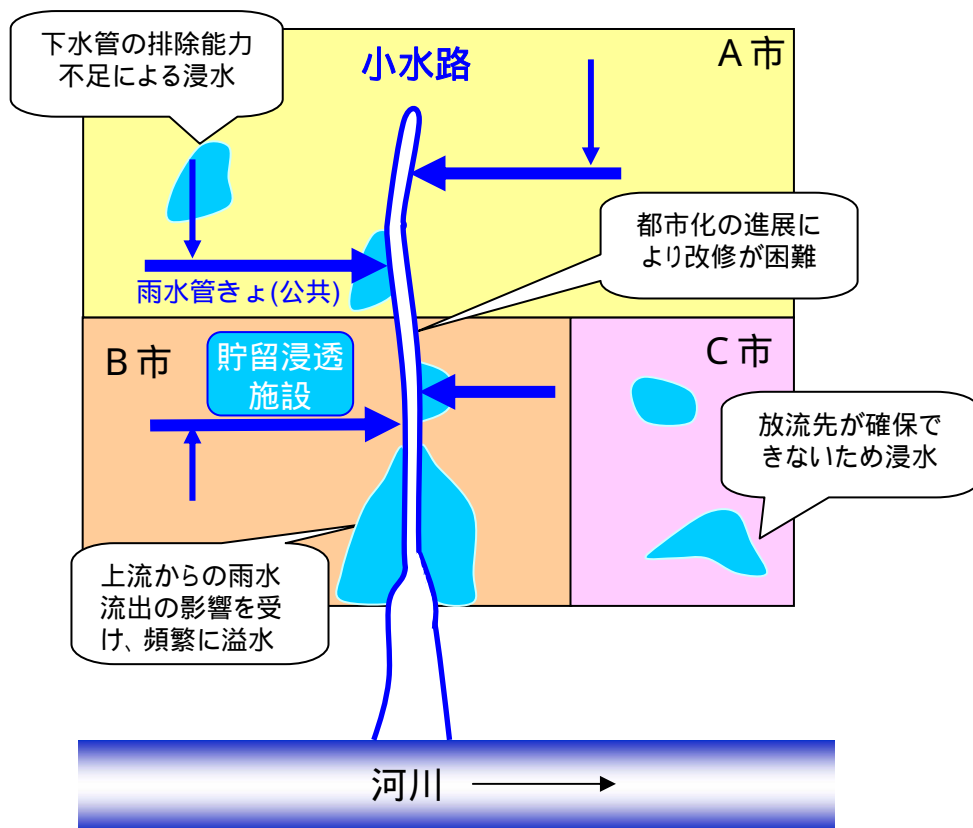
参考：国の関与（流総計画、事業の直轄化）に関する過去の流域管理小委員会における主な意見
（H16/5/27，H16/6/21開催）

- ・国家的事業として三大湾を想定されているが、分権の流れとの整合性や事務配分論の面から広域的な協議会の設置が必要。
- ・国の事業として相応しいものについては、協議会による決定や公共団体からの要請というような仕掛けにより明らかになってくる。
- ・(国による)調整、監査という言葉があるほうが自治体レベルで理解しやすい。委託されて国がやるという可能性をねらうべき。

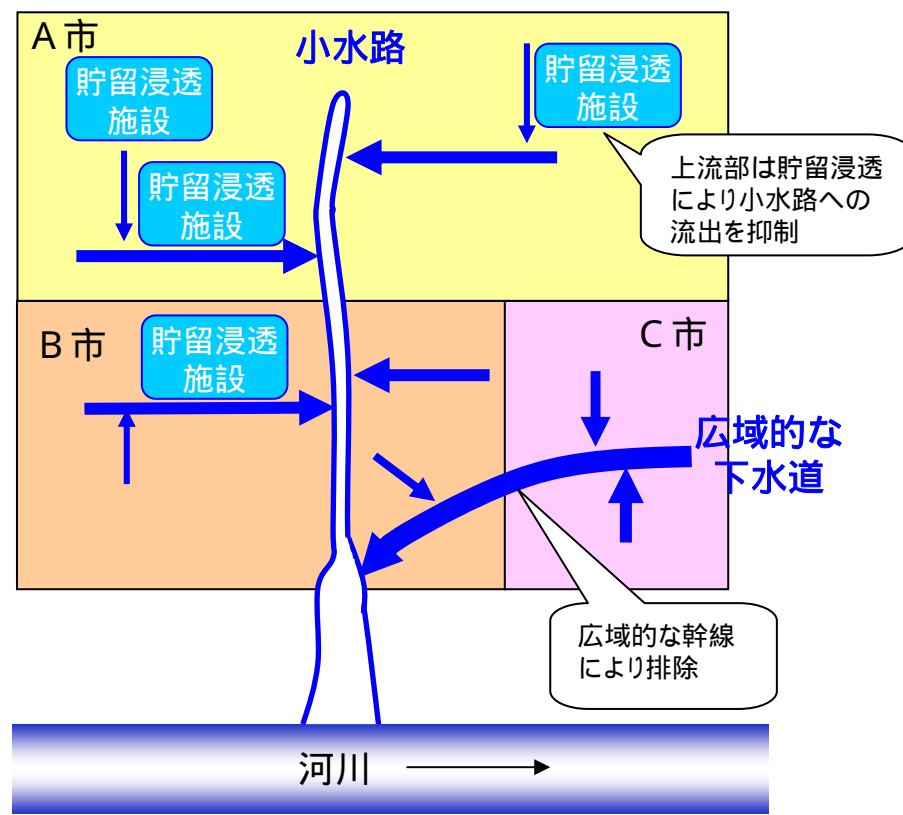
流域の最適解を得るための「場」の設置・国の関与(広域的な浸水対策)

- ・浸水被害が著しく、複数の都府県又は市町村にまたがる都市河川流域においては、国・地方公共団体が一体となって、公平かつ効率的な浸水対策を検討する協議調整の場を設置。
- ・特に、広域的な浸水対策のように、流域全体の生命・財産に関わる課題については、国・都道府県などの広域行政機関による主導的な調整が必要。

各市が個々に浸水対策を実施



広域的な浸水対策を実施



上流のA市において雨水流出を抑制するため貯留浸透施設を整備し、また、広域的な雨水排除整備を行うことにより、下流のB市、C市の浸水被害を解消(上下流一体的にとらえた流出抑制対策の実施)
(広域的な雨水排除は都道府県が実施することも検討)